

『ISO 22000:2018 食品安全マネジメントシステム 要求事項の解説』

正 誤 票
(第 1 版第 1 刷)

この正誤票は第 1 版第 1 刷に対するものです。お詫びして訂正いたします。

位 置	誤	正
p.75 13 行目	…, 5.2 c), 6.2 c), …	…, 5.2.1 c), 6.2.1 c), …
p.114 表 2.3 の 5 行目	8.5.1.1 ハザード分析の実施のための 事前情報	8.5.1.2 原料, 材料及び製品に接触す る材料の特性
p.116 表 2.5 の 4 行目と 5 行 目の間 (追加)	8.5.2.2.1 全ての食品安全ハザードを特定し, かつ文書化する.	
p.122 6 行目	“8.4 …準備と対応” を…	“8.4 …準備及び対応” を…
p.123 5 行目	“8.4 …準備と対応” は…	“8.4 …準備及び対応” は…
p.124 4 行目	…プロセス, 製品及びサービ	…プロセス, 製品又はサービ
枠囲み内の 2 行目	…汚染 (食品…	…汚染物質 (食品…
p.125 4 行目～6 行目	製品に対する汚染, 製品加工工程に 対する汚染及び作業環境に対する汚染 (ここでいう“汚染”とは, 食品安全 ハザードによる汚染を含むが, それ以 外のカビ, 酵母, 腐敗微生物による汚 染も含む) の防止, …	製品中の汚染物質, 製品加工工程で の汚染物質及び作業環境での汚染物質 (ここでいう“汚染物質”には, 食品 安全ハザードを含むが, それ以外のカ ビ, 酵母, 腐敗微生物による汚染物質 も含む) の防止, …
p.126 5 行目*	…加熱後の食肉柄製品の…	…加熱後の食肉製品の…
p.127 枠囲み内の 8 行目	…の受入れ, 保管, 発送, 輸送及び製 品の取扱い	…の受入れ, 製品の保管, 発送, 輸送 及び取扱い
下から 8 行目～9 行目	…確立する必要があるか検討しなけれ ばならない.	…確立する必要があるかどうかを検討 する必要がある.
下から 5 行目～6 行目	組織は a) から l) までの事項に対して, PRP として確立する必要があるかど うかを検討する必要がある.	※削除スル
最終行	ス搬入される…	ス, 搬入される…
p.128 6 行目	… “PRP が実施され” ていることの…	… “PRP が実施され, かつ効果的であ る” ことの…
13 行目	要がある (“10.2 継続的改善”).	要がある (“10.3 食品安全マネジメン トシステムの更新”).
13 行目～14 行目	また, 食品安全チームは…検討する必 要がある (“10.3 食品安全マネジメン トシステムの更新”).	※削除スル
p.130 最終行	…緊急事態及び事故を考慮し,	…緊急事態及びインシデントを考慮 し,
p.131 5 行目	“緊急事態及び事故を管理する…	“緊急事態及びインシデントを管理す る…

位置	誤	正
p.131 枠囲み内の7行目	…及び潜在的な食品安全への影響の度合いに応じて…	…の度合い、及び潜在的な食品安全への影響に応じて…
枠囲み内の10行目	…緊急事態又は…	…緊急事態の発生又は…
p.137 下から2行目	…を焼成する前のダフを	…を焼成する前の生地を
p.148 下から10行目	…金属探知機を通過される) …	…金属探知機を通過させる) …
p.157 1行目	制度で、また…	精度で、また…
p.158 ◆規格解説の3行目	…“8.2 前提条件プログラム (PRPs)” …	…“8.2 管理手段の組合せの妥当性確認” …
p.160 下から7行目～8行目	8.5.4 は、…を行っており、“8.5.4.1 一般”の…	“8.5.4.1 一般”は、…を行っており、8.5.4.1 の…
p.161 表 2.7 “管理手段の組合せの妥当性確認”の“OPRP”	要求あり (8.2)	要求あり (8.5.3)
p.162 3行目	HACCP や OPRP の実施する…	HACCP や OPRP を実施する…
p.163 表2.8 (続き) “逸脱時の修正・是正処置”の“OPRP” *	文書化が必要 (8.5.4.4)	文書化が必要 (8.5.4.4) 修正 (8.9.2) 及び是正処置 (8.9.3) リリース (8.9.4.2)
表2.8 (続き) “逸脱時の修正・是正処置”の“CCP”	文書化が必要 (8.5.4.4) ・リリース (7.6.5)	文書化が必要 (8.5.4.4) 修正 (8.9.2) 及び是正処置 (8.9.3)
p.167 3行目	… (許容限界から逸脱していない) …	… (許容限界/処置基準から逸脱していない) …
p.174 1行目	ソフトウェアの校正/…	ソフトウェアの構成/…
p.184 下から5行目	…食品安全が悪影響…	…食品安全に悪影響…
p.185 枠囲み内の下から3行目	…実施及び適切な手法…	…実施及び有効性を適切な手法…
枠囲み内の下から2行目	…通じての有効性を検証し、…	…通じて検証し、…
p.188 下から5行目と下から7行目	食品安マネジメントシステム	FSMS
p.193 下から6行目～9行目	c) 客観性及び公平性を確保できる監査員が監査する。これは“監査員は自らの仕事を監査しない。”ということによって担保されることになる。また監査するだけの力量のある監査員を選定し、監査を実施する必要がある。マネジメントシステム監査についてはISO 19011 に指針が提供されている。	c) 客観性及び公平性を確保でき、かつ監査するだけの力量のある監査員を選定し、監査を実施する必要がある。ISO 19011では“監査員は監査対象から独立した立場であることが望ましい。それが難しい小規模組織の場合は、偏りをなくし、客観性を保つあらゆる努力を行うことが望ましい。”としている。

備考 p.126 及び p.163 の訂正 (*) は、2019 年 3 月 29 日付の正誤票に再修正を加えています。

2019 年 4 月 10 日

日本規格協会